

議案第 1 1 6 号

三田市都市公園（有料公園に限る。）の管理に係る指定管理者の指定
について

三田市都市公園（有料公園に限る。）の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

三田市都市公園のうち、次に掲げる有料公園

- ・城山公園
- ・三田谷公園
- ・中央公園
- ・学園東公園
- ・駒ヶ谷運動公園
- ・テクノ公園
- ・小野公園
- ・下青野公園

2 指定管理者となる団体

パークマネジメント三田

大阪府大阪市西区江戸堀一丁目 8 番 1 4 号

株式会社日比谷アメニス大阪支店

支店長 藤 原 圭 介

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで